# 市民芸術公演事業費助成事業について

## 1. 目的

市民間の芸術振興と、村山市民会館の定期的な利用による施設の活性化を図るため、芸術公演を開催する事業に対し助成金を交付する。

## 2. 交付対象

市内に居住または活躍する団体または個人が自ら企画・運営し、観覧者を一般から広く募って、村山市民会館小ホールを会場に実施する芸術公演を対象とする。

以下の事業は助成の対象とならない。

- ・興行のうち、主として営利を目的として行われるもの。
- ・団体、会員の親睦等限られた範囲を対象としたもの。
- ・政治的または宗教的な普及宣伝活動とみなされるもの。
- ・学園文化祭など学校教育活動の一環として行われるもの。
- ・市で支給する他の助成金・補助金を受けるもの。
- その他市長がふさわしくないと認めるもの。

# 3. 助成内容

1団体または1個人に対し、年間10,000円を上限に、事業費を超えない範囲で助成金を支給する。但し、飲食に係る経費は対象外とする。

## 4. 申請書の提出

開催主体団体は、会場を確保したうえで、市民芸術公演事業費助成金交付申請書(様式1)に収支予算を添え、村山市民会館使用料減免申請書とともに実施日の3週間前までに教育委員会生涯学習課に提出する。

#### 5. 事業計画の変更

開催主体団体は、事業の内容を変更するときは、あらかじめ市民芸術公演事業計画変更承認申請書(様式2)を教育委員会生涯学習課に提出し承認を受けなければならない。

# 6. 実績報告書の提出

開催主体団体は、事業終了後20日以内または翌年度4月10日の早い方までに、市 民芸術公演事業実績報告書(様式3)に領収書等を添え、教育委員会生涯学習課に提出 する。

#### 7. 助成金の返還

申請に虚偽があった場合、その他地方公共団体が支援することが不適切であることが判明した場合、市は助成金の返還を要求することができる。

#### 8. その他

リハーサル1回、及び本番に係る会場使用料、付帯設備使用料を減免する。 市広報誌、市ホームページ等で事業の周知について協力する。 必要に応じて事業の企画、実施についての指導・助言を行う。